

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームシンフォニー空床利用型短期入所生活介護の概要

運営法人	社会福祉法人苗場福祉会	施設名	特別養護老人ホームシンフォニー 空所利用型短期入所生活介護
代表者	理事長 湖山泰成	管理者	施設長 米山 明
所在地	〒948-0036 新潟県十日町市川治 4525 番地 電話:025-761-7400 FAX:025-761-7422	所在地	〒370-0004 群馬県高崎市井野町 915 番地 2 電話:027-388-9110 FAX:027-388-9883

《事業所の概要》

定 員	空床利用 1ユニット10名 16ユニット全室個室		
事業目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とする。		
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。		
実施地域	高崎市		
勤務体制 勤務内容	管理者	1名	職員の管理及び業務の実施状況の把握や管理を一元的に行います
	生活相談員	2名以上	家族や職種間の連絡調整、短期入所の利用調整、計画書の作成等を行います
	看護職員	4名以上	利用者の健康管理、医師の指示のもと医療処置を行います。ご家族、介護職員への指導・助言を行います
	機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退防止や維持向上のために機能訓練を行います
	介護支援専門員	2名以上	利用者の心身の状態を踏まえ施設サービス計画を作成します
	介護職員	50名以上	利用者の日常生活上のお世話をいたします
	管理栄養士	1名以上	バランスを考えた献立を作成します。利用者の栄養状態に合わせたマネジメントを行います。
	調理員	10名以上	献立にそって食事を作ります
	事務員・営繕	必要数	事務管理全般、施設営繕の業務を行います
緊急時の対応	サービス提供中に体調が悪くなった場合は、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医又は当施設の協力医療機関の医師に連絡をとる等、必要な措置を講じます。		
事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。		
非常災害対策	災害時においては「社会福祉法人苗場福祉会防火管理規定」及び「消防計画」等に基づき、利用者の安全確保に努めます。		

施設利用に関する留意事項	来訪・面会	面会は午後 8 時までとさせていただきます。入館の際には面会カードの記入、感染予防のため、玄関にてうがい・手洗いをお願いいたします。感染拡大防止のために、検温の実施や面会を制限する場合があります。		
	喫煙・飲酒	館内での喫煙・飲酒はご遠慮ください。利用者につきましては、定められた場所での喫煙をお願いいたします。		
	金銭・貴重品の管理	当施設では金銭をお預かりすることはできません。また貴重品(通帳、印鑑、ネックレス等のアクセサリ、時計、メガネ、その他肌身離さず大切にされているもの等)のご持参はお控えください。管理については自己責任の範囲でお願いいたします。		
	所持品の管理	持ち物にはすべて記名をお願いいたします。		
	宗教活動・政治活動	当施設での宗教活動・政治活動はご遠慮ください。		
	ペットの持ち込み	館内へのペットの持ち込みはご遠慮ください。		
	外出	外出を希望される方は事前にご連絡ください。		
	施設・設備	居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入所者に自己負担で現状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。		
	健康上の理由による中止	①風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。 ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容の変更または中止することがあります。その場合は、ご家族様に連絡のうえ適切に対応します。		
第三者評価の実施状況	実施の有無	実施年月日	評価機関名称	評価結果開示状況
	なし	—	—	—
サービス内容	食事の提供 入浴の介助 排泄介助 日常生活上の支援 機能訓練 健康管理 相談及び援助 送迎			

《利用料その他の費用の額》

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ユニット型)利用料金(一日あたり)								
利用料金の目安(自己負担1割の場合) 地域区分6級地 1単位 10.27 円の金額換算となります								
要介護度	介護保険負担段階	施設サービス費	食費	居住費	夜勤職員配置加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1日分の合計
要介護1	第1段階	704	300	880	18	6	99	2,007
	第2段階		390	880	18	6	99	2,097
	第3段階①		650	1,370	18	6	99	2,847
	第3段階②		1,360	1,370	18	6	99	3,557
	第4段階		1,600	2,150	18	6	99	4,577
要介護2	第1段階	772	300	880	18	6	108	2,084
	第2段階		390	880	18	6	108	2,174
	第3段階①		650	1,370	18	6	108	2,924
	第3段階②		1,360	1,370	18	6	108	3,634
	第4段階		1,600	2,150	18	6	108	4,654
要介護3	第1段階	847	300	880	18	6	118	2,169
	第2段階		390	880	18	6	118	2,259
	第3段階①		650	1,370	18	6	118	3,009
	第3段階②		1,360	1,370	18	6	118	3,719
	第4段階		1,600	2,150	18	6	118	4,739
要介護4	第1段階	918	300	880	18	6	128	2,250
	第2段階		390	880	18	6	128	2,340
	第3段階①		650	1,370	18	6	128	3,090
	第3段階②		1,360	1,370	18	6	128	3,800
	第4段階		1,600	2,150	18	6	128	4,820
要介護5	第1段階	987	300	880	18	6	137	2,328
	第2段階		390	880	18	6	137	2,418
	第3段階①		650	1,370	18	6	137	3,168
	第3段階②		1,360	1,370	18	6	137	3,878
	第4段階		1,600	2,150	18	6	137	4,898
支援1	第1段階	529	300	880	0	6	72	1,787
	第2段階		390	880	0	6	72	1,877
	第3段階①		650	1,370	0	6	72	2,627
	第3段階②		1,360	1,370	0	6	72	3,337
	第4段階		1,600	2,150	0	6	72	4,357
支援2	第1段階	656	300	880	0	6	90	1,932
	第2段階		390	880	0	6	90	2,022
	第3段階①		650	1,370	0	6	90	2,772
	第3段階②		1,360	1,370	0	6	90	3,482
	第4段階		1,600	2,150	0	6	90	4,502

※介護保険負担割合証に記載された負担割合をご確認ください。

※利用料金は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額となり、介護保険負担割合証に記載のある割合分が自己負担額となります。

●加算及び減算

加算	単位数
緊急短期入所受入加算	90 単位/日
長期利用者減算	《30 日以上利用の場合》 所定単位数 - 30 単位
送迎加算	184 単位/回(片道)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	利用料金(基本単位 + 各種加算) × 13.6%

●その他の費用

食事	1日当たり：1,600円（朝食450円 昼食600円 夕食550円）
居住費	1日当たり：2,150円

※所得段階に応じて 食事、居住費の介護保険負担限度額が設けられ利用者負担が軽減される場合があります。

理美容代	実費	予約制
持ち込み電化製品使用料	冷蔵庫、テレビ、ネット通信料	1点、1日につき
	その他	
医療費(往診・受診・薬代)	実費	
衛生用品	実費	衛生材料費他
立替金(利用者の希望による日常生活費等)	実費	随時

≪ 苦情相談窓口 ≫

サービス内容等に要望や苦情、相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください

【事業者の窓口】 特別養護老人ホームシンフォニー	所在地：群馬県高崎市井野町 915 番地 2 電話：027-388-9110 FAX:027-388-9883 受付時間：8:30～17:30
【高崎市の窓口】 高崎市役所長寿社会課 福祉施設担当	所在地：群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市役所 2 階 電話：027-321-1248(直通)
【公的団体窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：群馬県前橋市元総社町 335 番地 8 市町村会館内 電話：027-290-1323 受付時間：9:00～16:30（土・日曜日、祝日を除く）
【苦情解決第三者委員】 社会福祉法人苗場福祉会理事会において選出承認を受けた者が担当する	所在地：新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙 299 電話：090-1687-5513 氏名：涌井 博行 所在地：新潟県十日町市妻有町東 1 丁目 4-2 電話：090-1687-5521 氏名：宮入 浩

改訂 2024 年 11 月 1 日

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	特別養護老人ホームシンフォニー
申請するサービスの種類	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
措 置 の 概 要	
1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況	
公的団体の窓口	群馬県国民健康保険団体連合会 所在地:群馬県前橋市元総社町 335 番地 8 市町村会館内 電 話:027-290-1323 受付時間:9:00~16:30 (土・日曜日、祝日を除く)
市町村の窓口	高崎市役所長寿社会課 福祉施設担当 所在地:群馬県高崎市高松町35番地1 高崎市役所 2 階 電 話:027-321-1248(直通) 窓口開設時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日・日曜日・祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は開設していません
当施設苦情担当窓口	窓口設置場所 特別養護老人ホームシンフォニー 所在地:群馬県高崎市井野町 915 番地 2 電 話:027-388-9110 FAX:027-388-9883 受付時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 苦情受付担当者 生活相談員 小出久実子、市川菜月、田所雄二 苦情解決責任者 施設長 米山 明
苦情解決第三者委員	社会福祉法人苗場福祉会理事会において選出承認を受けた者が担当する 涌井 博行 新潟県中魚沼郡津南町大字上郷寺石丙 299 電話:090-1687-5513 宮入 浩 新潟県十日町市妻有町東 1 丁目 4-2 電話:090-1687-5521
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順	
<p>(1)相談及び苦情の対応</p> <p>相談又は電話があった場合、原則として当事業所の管理者が対応します。一般職員が苦情を受けた場合は、必ず管理者と連携し対応します。</p> <p>(2)確認事項</p> <p>相談又は電話については、次の事項について確認します。</p> <p>相談又は苦情のあった苦情者の氏名及び利用者の氏名、具体的な苦情・相談の内容(日時等)、担当した職員の氏名(苦情対象者が分かる場合)、対応した職員の氏名等を記載します。</p> <p>(3)相談及び苦情処理期限の説明</p> <p>相談及び苦情の相手方に対し、対応した職員の氏名を提示し、相談・苦情を受けた内容について回答する期限を併せて説明いたします。</p> <p>(4)相談及び苦情処理</p> <p>概ね次の手順により、相談及び苦情について処理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所内において、管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催します。</li> <li>② サービスを提供した職員からの概況説明を行います。</li> <li>③ 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行います。</li> <li>④ 文章により回答を作成し、管理者が事情説明を利用者に対して直接行った上で、文章を渡します。</li> <li>⑤ 苦情処理の概要についてまとめた上で利用者を担当する市町村に対して報告を行い、更なる改善点について助言、指導を受けます。</li> <li>⑥ 上記の内容について提示し、事業所内において改善策を検討し再発の防止につとめます。</li> </ol>	